

大阪病診薬連携アライアンス会則細則Ⅰ  
院外処方せん問い合わせ簡素化プロトコル

**第1条** 大阪病診薬連携アライアンスに参加する医療機関は、処方箋において下記に定めた事項について問い合わせを簡素化する事ができる。

1. 成分名が同一の銘柄変更
2. 剤型の変更
3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
4. 半割、粉碎あるいは混合
5. 一包化
6. 経過措置などによる一般名への変更による名称変更
7. 残薬確認後の処方せん日数変更
8. その他(世話人会の協議にて簡素化できるもの)

**第2条** 簡素化にあたっては、次の項目を遵守する。

1. コンコーダンスの考え方を遵守し、アドヒアランス向上に資する安定性、利便性向上のための変更に限る。
2. 処方医の処方意図を読み取り、医学および薬学的な観点から疑義照会の必要性を考慮するものとする。
3. 簡素化可能な事項であっても、患者の状態等を鑑み必要に応じ、薬剤師法第24条に従い問い合わせを行うものとする。
4. 患者が決して不利益を被らないように、説明の上、必ず合意を得てから行うものとする。  
なお、患者負担が生じる際には、患者にその旨を伝え、合意のもと対応を行うものとする。  
特に、第1条の4.5.については十分な説明と合意取得を行うものとする。
5. 在庫がないことを理由にする処方変更は、処方医の処方意図を読み取った上で、患者の不利益にならないよう心がける。

**第3条** 麻薬及び覚せい剤原料、また処方医の診療報酬に大きく影響が生じる場合は、第1条の合意項目に関わらず疑義照会を行う事とする。

**第4条** 変更内容については、必要に応じ発行機関にファクシミリ等を用い、速やかに伝えることとする。ただし、第1条Ⅰを除いてもよい。

**第5条** 保険薬局が、問い合わせ簡素化を開始するに際しては、必ず世話人会からの説明会に参加する事とする。

第6条 問い合わせ簡素化における処方箋発行施設と応需薬局及び患者との間において生じたトラブルや損害等については当事者間で責任をもって対処する事とする。大阪病診薬連携アライアンスは、一切の責任を負わない。

(細則第1条補足説明)

1. 成分名が同一の銘柄変更(先発品間でも可:薬価が同一もしくは低下する場合のみ)

例1) モーラスパップ 30mg (先発) ⇄ ミルタックスパップ 30mg (先発)

✓ 患者さんに(服用方法、価格等)説明後、合意を得て変更。

✓ 異なる商品名への変更については、「後発品への変更可」の場合のみ。

2. 剤形の変更

例1) ドグマチールカプセル 50mg ⇄ ドグマチール錠 50

例2) アクトス錠 30 ⇄ アクトス OD 錠 30

✓ 錠(カプセル、OD錠など)の粉碎指示時の同一メーカーの散剤への変更。

✓ 患者さんに説明後、合意を得て変更。

✓ 用法用量が変わらない場合のみ可。

✓ 外用薬の変更不可(軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更等)。

3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例1) アムロジン錠 5mg 1回2錠 ⇄ アムロジン錠 10mg 1回 1錠

例2) ミカルディス錠 40mg 1回 0.5錠 ⇄ ミカルディス錠 20mg 1回 1錠

例3) リンデロン-V 軟膏 0.12%(5g/本)6本

↔ リンデロン-V 軟膏 0.12%(10g/本)3本

✓ 患者さんに(服用方法、安定性、価格等)説明後、合意を得て変更。

4. 処方製剤をコンプライアンス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。(抗腫瘍剤を除く)

例1) ワーファリン錠 1mg 1回 1.5錠 ⇄ ワーファリン錠 1mg 1回 1錠

ワーファリン錠 0.5mg 1回 1錠

✓ 安定性のデータに留意。

✓ 自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算等が発生する事を説明し合意を得て変更。必要性があるにもかかわらず、患者さんの合意が得られない場合は疑義照会にて処方医師の判断を仰ぐこと。

5. 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由により一包化調剤すること。  
(抗腫瘍剤、あるいはコメントに「一包化不可」とある場合は除く)
  - ✓ 安定性のデータに留意。
  - ✓ 一包化加算が発生する事を説明し合意を得て変更。必要性があるにもかかわらず、患者さんの合意が得られない場合は疑義照会にて処方医師の考えを確認すること。
6. 経過措置等による一般名への変更による名称変更。  
例1) エヌケーエスワン配合カプセル T25  
⇒ テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム T25 カプセル
  - ✓ 患者さんに十分説明したうえで、変更し調剤。
7. 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること。(外用剤の数量の変更も含む)  
例1) ゾルヒデム酒石酸塩錠 5mg「EE」 28 日分 ⇒ 23 日分(5日分残薬がある場合)  
例2) ルリコンクリーム 1% 3本 ⇒ 2 本(1本残薬がある場合)
  - ✓ 次回の予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方せんの日数を超える場合は、必ず疑義照会を行う。
8. その他  
協議にて簡素化できるものと考え得るものは、会員は誰でも事務局に提案する事ができる。  
事務局は、問い合わせ項目に追加するかどうかを、世話人会にかけ審議する事ができる。

#### 附則

- I. この細則は、令和5年1月1日から施行する。